

令和2年5月26日

保護者様

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症に関する区立小中学校の再開について

日頃より足立区教育委員会及び学校の教育活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の対応として3月2日(月)から臨時休業期間としておりました。

緊急事態宣言が5月25日に解除されたことから、足立区教育委員会では、以下のとおり区立小中学校を再開いたします。

各学校では、子供たちに対し、手洗いや咳エチケットの励行について指導し、「NO! 3密」の徹底を図るとともに、教室内の消毒や換気など校内環境を整え、学校生活を安全に送れるように対応して参ります。

ご家庭におかれましても引き続き、感染予防にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 学校再開時期

令和2年6月1日(月)

ただし、6月1日(月)から6月19日(金)までの期間は、分散登校とします。

※6月22日(月)以降は、一斉登校における通常の教育活動の再開を予定しておりますが、情勢の変化等により、変更がある場合は、改めてお知らせいたします。

2 保健管理に関することについて

(1) 児童・生徒自身及び他の児童・生徒への感染予防のため、次の点にご協力ください。

①毎日、登校前に検温の実施と風邪症状の確認をしてください。児童生徒やご家族に発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、倦怠感、息苦しさ等の症状がある場合は登校させず、自宅で休養させてください。このような場合には欠席扱いにはなりません。

②児童生徒やご家族が、PCR検査を受けている場合や新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、また、保健所から濃厚接触者と特定された場合には、登校させず、速やかにその旨を学校にご連絡ください。このような場合も欠席扱いにはなりません。

(2) 登校時や校内ではマスクを着用させ、清潔なタオルやハンカチ、ティッシュペーパー等を持たせてください。

(3) 6月4日(木)から簡易給食を提供します。

(4) その他、感染予防に係る行動についても各ご家庭で十分にご指導ください。

3 学校再開後の学習保障について

各学校では、前年度に学校の授業において学習することができなかった内容を含め、臨時休業期間及び分散登校期間に出された学習課題の実施状況を確認しながら、児童・生徒一人一人の学習支援を丁寧に行ってまいります。

【問い合わせ先】

教育指導部 教育指導課 電話3880-5974